



# 宮 崎 県 公 報

令和6年9月30日(月曜日) 第548号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

### 告 示

- 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示…………… (財産総合管理課) 3
- 自衛官候補生の募集期間等…………… (危機管理課) 7
- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 7
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 ( “ ” ) 7

頁

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 7
- 救急病院の認定…………… (医療政策課) 7
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意…………… (水産政策課) 8

### 訓 令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 8

### 公 告

- 宮崎県の人事行政の運営等の状況の公表…………… ( “ ” ) 9
- 病院局公告
- 落札者等の公告 (2件) …………… 9

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第38号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支庁長	1 [略] 2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による次の事務 (1)~(14) [略] (15) 第55条の5第1項の規定による <u>進学準備給付金の支給に関する</u> こと。 (16)~(29) [略] 2の2~42の2 [略] 42の3 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年宮崎県条例第25号)による次の事務 (1)~(13) [略] (14) 第10条第4項(第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による <u>連帯保証人を不要とする旨の決定に関する</u> こと。 (15) 第10条第6項(第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による <u>入居の決定の取消しに関する</u> こと。	西臼杵支庁長 1 [略] 2 生活保護法(昭和25年法律第144号)による次の事務 (1)~(14) [略] (15) 第55条の5第1項の規定による <u>進学・就職準備給付金の支給に関する</u> こと。 (16)~(29) [略] 2の2~42の2 [略] 42の3 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年宮崎県条例第25号)による次の事務 (1)~(13) [略] (14) 第10条第4項(第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。)の規定による <u>入居の決定の取消しに関する</u> こと。	

<p>(16) 第10条第7項（第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による入居可能日の通知に関すること。</p> <p>(17)～(32) [略]</p> <p>(33) 第26条第1項（第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による連帯保証人の変更の請求に関すること。</p> <p>(34)～(67) [略]</p> <p>42の4 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年宮崎県規則第53号）による次の事務</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>42の5～67 [略]</p>	<p>(15) 第10条第5項（第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による入居可能日の通知に関すること。</p> <p>(16)～(31) [略]</p> <p>(32)～(65) [略]</p> <p>42の4 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年宮崎県規則第53号）による次の事務</p> <p>(1) 第5条第3項ただし書の規定による緊急連絡人を不要とする旨の決定に関すること。</p> <p>(2) 第5条第4項の規定による緊急連絡人変更届の受理に関すること。</p> <p>(3)～(11) [略]</p> <p>42の5～67 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p> <p>1 生活保護法による次の事務</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 第55条の5第1項の規定による<u>進学準備給付金の支給</u>に関すること。</p> <p>(16)～(29) [略]</p> <p>1の2～7 [略]</p>	<p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p> <p>1 生活保護法による次の事務</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) 第55条の5第1項の規定による<u>進学・就職準備給付金の支給</u>に関すること。</p> <p>(16)～(29) [略]</p> <p>1の2～7 [略]</p>
<p>保健所長</p> <p>1～30 [略]</p> <p>31 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による次の事務</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21)～(27) [略]</p> <p>32～70 [略]</p>	<p>保健所長</p> <p>1～30 [略]</p> <p>31 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による次の事務</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21) 第38条の3第1項の規定による<u>通知及び審査の請求</u>（第29条第1項の規定による入院措置に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(22) 第38条の3第2項の規定による<u>通知の受理</u>（第29条第1項の規定による入院措置に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(23) 第38条の3第4項の規定による<u>退院又は退院命令</u>（第29条第1項の規定による入院措置に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(24)～(30) [略]</p> <p>32～70 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>土木事務所長</p> <p>1～22の2 [略]</p> <p>22の3 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例による次の事務</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 第10条第4項（第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。）の規定による連帯保証人を不要とする旨の決定に関すること。</p> <p>(15) 第10条第6項（第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。）の規定による入居の決定の取消しに関すること。</p> <p>(16) 第10条第7項（第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を</p>	<p>土木事務所長</p> <p>1～22の2 [略]</p> <p>22の3 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例による次の事務</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 第10条第4項（第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。）の規定による入居の決定の取消しに関すること。</p> <p>(15) 第10条第5項（第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を</p>

<p>含む。)の規定による入居可能日の通知に関すること。  <u>(17)～(32) [略]</u>  <u>(33) 第26条第1項(第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)</u>の規定による連帯保証人の変更の請求に関すること。  <u>(34)～(69) [略]</u>                  22の4 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則による次の事務   <u>(1)～(9) [略]</u>                  22の5～45 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>含む。)の規定による入居可能日の通知に関すること。  <u>(16)～(31) [略]</u>   <u>(32)～(67) [略]</u>                  22の4 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則による次の事務  <u>(1) 第5条第3項ただし書の規定による緊急連絡人を不要とする旨の決定に関すること。</u>  <u>(2) 第5条第4項の規定による緊急連絡人変更届の受理に関すること。</u>  <u>(3)～(11) [略]</u>                  22の5～45 [略]</p> <p>[略]</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和6年宮崎県条例第24号)による改正前の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年宮崎県条例第25号)第10条第1項第1号(第26条第2項(第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)、第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を含む。)の規定により提出された誓約書に係る事務については、この規則による改正後の宮崎県事務委任規則別表西臼杵支庁長及び土木事務所長の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和6年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 522号

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)                      第1条 この告示は、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第119条第1項、第132条第1項、第133条及び第232条の規定により、県が発注する清掃業務、警備保障業務、ねずみ昆虫等防除業務及び職員宿舎管理業務(以下「清掃業務等」という。)の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下これらを「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、指名競争入札の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。                       (審査の申請)                      第3条 前条の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。                      (1)～(4) [略]</p>	<p>(趣旨)                      第1条 この告示は、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第119条第1項、第132条第1項、第133条及び第232条の規定により、県が発注する清掃業務、警備保障業務、ねずみ昆虫等防除業務及び庁舎・職員宿舎修繕管理業務(以下「清掃業務等」という。)の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下これらを「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、指名競争入札の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。                       (審査の申請)                      第3条 前条の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとする者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。                      (1)～(4) [略]</p>

(5) 職員宿舎管理業務の登録にあっては、申請者の宮崎県内の本店、支店又は営業所に従事する職員が建築士法（昭和25年法律第 202号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士若しくは同条第 3 項に規定する二級建築士であること又は建設業法施行令（昭和31年政令第 273号）第34条に規定する建築施工管理の技術検定に合格したことを証する書面の写し

(6) [略]

(7) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）及び地方法人特別税並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面

(8)～(23) [略]

(24) 常時雇用する労働者の数が 300人以下の者であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第 64号。以下「女性活躍推進法」という。）第 8 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っているものにあつては、その届出書の写し

(25)～(27) [略]

2 [略]

（登録及び競争入札参加資格審査の実施）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の申請書の提出があつたときは、当該申請書の審査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を除き、名簿に登録するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 宮崎県の県税、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がある者

(6)～(10) [略]

2～4 [略]

（指名基準）

第 8 条 指名競争入札の場合において、清掃業者、警備保障業者、ねずみ昆虫等防除業者又は職員宿舎管理業者（以下「清掃業者等」という。）を指名する場合の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) ねずみ昆虫等防除業者及び職員宿舎管理業者にあっては、名簿に登録された者のうちから指名すること。

(5) [略]

(5) 庁舎・職員宿舎修繕管理業務の登録にあっては、申請者の宮崎県内の本店、支店又は営業所に従事する職員が建築士法（昭和25年法律第 202号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士若しくは同条第 3 項に規定する二級建築士であること又は建設業法施行令（昭和31年政令第 273号）第34条に規定する建築施工管理の技術検定に合格したことを証する書面の写し

(6) [略]

(7) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）及び特別法人事業税並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面

(8)～(23) [略]

(24) 常時雇用する労働者の数が 100人以下の者であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第 64号。以下「女性活躍推進法」という。）第 8 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長への届出を行っているものにあつては、その届出書の写し

(25)～(27) [略]

2 [略]

（登録及び競争入札参加資格審査の実施）

第 4 条 知事は、前条第 1 項の申請書の提出があつたときは、当該申請書の審査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を除き、名簿に登録するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 宮崎県の県税及び特別法人事業税並びにこれらに附帯する徴収金に未納がある者

(6)～(10) [略]

2～4 [略]

（指名基準）

第 8 条 指名競争入札の場合において、清掃業者、警備保障業者、ねずみ昆虫等防除業者又は庁舎・職員宿舎修繕管理業者（以下「清掃業者等」という。）を指名する場合の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) ねずみ昆虫等防除業者及び庁舎・職員宿舎修繕管理業者にあっては、名簿に登録された者のうちから指名すること。

(5) [略]

別記様式第 1 号中「職員宿舎管理業務」を「庁舎・職員宿舎修繕管理業務」に改める。

別記様式第 2 号中「職員宿舎管理業務」を「庁舎・職員宿舎修繕管理業務」に、「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に、「（常時雇用する労働者の数が 300 人以下の事業主に限る。）」を「（常時雇用する労働者の数が 100 人以下の事業主に限る。）」に改める。

別記様式第 2 号別紙 1（その 1）及び別記様式第 2 号別紙 1（その 2）中「（常時雇用する労働者数が 300 人以下の事業主に限る。）」を「（常時雇用する労働者数が 100 人以下の事業主に限る。）」に改める。

別記様式第 3 号中「認定証（警備業法第 5 条）」を「標識（警備業法第 6 条）」に改める。

別記様式第 5 号中 

登録業務	清掃	・	警備（人的・機械）	・	ねずみ昆虫等防除	・	職員宿舎管理
------	----	---	-----------	---	----------	---	--------

 を

「 

登録業務	清掃	・	警備（人的・機械）	・	ねずみ昆虫等防除	・	庁舎・職員宿舎修繕管理
------	----	---	-----------	---	----------	---	-------------

 に、

「 

②女性活躍推進法第 8 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画の都道府県労働局長への届出（常時雇用する労働者の
--

 を 

②女性活躍推進法第 8 条第 1 項に規定する一般事業主行動計画の都道府県労働局長への届出（常時雇用する労働者の
--

 に改める。

数が 300人以下の事業主に限る。）

数が 100人以下の事業主に限る。）

」

」

別記様式第 6 号中「職員宿舎管理業務」を「庁舎・職員宿舎修繕管理業務」に、「共同住宅等における管理業務（修繕業務を含む。）」を「事業所又は共同住宅等における管理業務（修繕業務を含む。）」に改める。

別記様式第 7 号中「職員宿舎管理業務」を「庁舎・職員宿舎修繕管理業務」に改める。

別記様式第 9 号を次のように改める。

様式第 9 号（第 3 条関係）

障 が い 者 の 雇 用 状 況 調 査 票

障がい者の分類	雇用状況	雇用の有無 (該当者がいる 場合のみ○印)	人 数
① 重度身体障がい者			人
② 重度身体障がい者以外の身体障がい者			人
③ 重度身体障がい者（短時間）			人
④ 重度身体障がい者以外の身体障がい者（短時間）			人
⑤ 重度身体障がい者（特定短時間）			人
<b>A 身体障がい者数</b> 小計 ①×2+②+③+ (④+⑤) ×0.5			人
⑥ 重度知的障がい者			人
⑦ 重度知的障がい者以外の知的障がい者			人
⑧ 重度知的障がい者（短時間）			人
⑨ 重度知的障がい者以外の知的障がい者（短時間）			人
⑩ 重度知的障がい者（特定短時間）			人
<b>B 知的障がい者数</b> 小計 ⑥×2+⑦+⑧+ (⑨+⑩) ×0.5			人
⑪ 精神障がい者			人
⑫ 精神障がい者（短時間）			人
⑬ 精神障がい者（特定短時間）			人
<b>C 精神障がい者数</b> 小計 ⑪+⑫+⑬×0.5			人
<b>雇用障がい者数</b> 合計 A+B+C			人
従業員数(常時雇用する労働者の総数)			人

- (注) 1 人数については、申請日の直前の月末現在で記入すること。また、障がい者を雇用していない場合は、0人と記載すること。
- 2 上記調査票に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
- (1) 「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号「身体障害者障害程度等級表」の障害等級が1級から6級までに掲げる障がい者有する者及び7級に掲げる障がい者を2以上重複して有する者をいう。
  - (2) 「重度身体障がい者」とは、(1)の障害者等級のうち1級又は2級に掲げる障がい者有する者及び3級に掲げる障がい者を2以上重複して有する者をいう。
  - (3) 「知的障がい者」とは、児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者をいう。
  - (4) 「重度知的障がい者」とは、(3)で判定された者のうち知的障がいの程度が重いと判定された者をいう。
  - (5) 「精神障がい者」とは、精神障害者福祉手帳を所持する者をいう。
  - (6) 「短時間」とは、短時間労働者をさし、短時間労働者とは1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者をいう。
  - (7) 「特定短時間」とは、特定短時間労働者をさし、短時間労働者のうち、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満である労働者をいう。
  - (8) 「常時雇用する労働者の総数」とは、正規の従業員（家族従業員で給与の支給を受けている者を含む。）の人数をいう。なお、代表者、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は除くものとする。

別記様式第14号中「職員宿舎管理業務」を「庁舎・職員宿舎修繕管理業務」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 宮崎県告示第 523号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条に規定する自衛官候補生の令和6年度の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに連絡先は、次のとおりである。

令和6年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

募集種別	募集期間	試験期日	試験場の位置	試験場の名称	連絡先
自衛官候補生	令和6年9月4日(水)から同年11月8日(金)まで	筆記試験	WEB試験	パソコン、スマートフォン、タブレット等を利用し、自宅等で受験	自衛隊宮崎地方協力本部募集課 電話0985(53)2643
		試験	試験		
		11月16日(土)から同月19日(火)までの間の1日			
		口述試験及び身体検査	令和6年11月23日(土)	児湯郡新富町 航空自衛隊新田原基地	

## 宮崎県告示第 524号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
都城ドライブスルー調剤薬局	都城市祝吉3丁目12番14	令和6年9月1日
医療法人社団 照仁会のべおか中央クリニック	延岡市日の出町一丁目24番地11	令和6年9月1日
延岡駅東 ひよこ調剤薬局	延岡市日の出町1丁目24-20	令和6年9月1日

ニシムタ薬局串間店	串間市西方5590N's CITYニシムタ串間店内	令和6年9月1日
-----------	---------------------------	----------

## 宮崎県告示第 525号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 届出をした指定医療機関の名称

名 称	所 在 地
医療法人社団明生会 都城明生病院	都城市金田町2263番地

## 2 届出事項

名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団正立会 都城明生病院	医療法人社団明生会 都城明生病院	令和6年7月1日

## 宮崎県告示第 526号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和6年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名及び 施術所の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
松本 紘希 訪問マッサージ ートナー 日向	日向市上町1丁目47番地	令和6年8月19日
林田 晋一 こころ延岡はりき ゅう治療院	延岡市恒富町4丁目147番地	令和6年8月23日

## 宮崎県告示第 527号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和6年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
柳田病院	都城市東町10街区17号

2 救急病院の認定の有効期間  
令和6年10月3日から令和9年10月2日まで

宮崎県告示第 528号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和6年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和6年9月13日
発起人の住所及び氏名	日南市

	株式会社向進水産 代表取締役 崎村 教一 日南市 河北 哲
加入区 の 名 称	南郷加入区
区 域	南郷漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にひき縄漁業を行うもの、大型定置漁業及び南郷町中村甲の地区の者が行う総トン数10トン未満の漁船を使用して主に磯建網漁業以外の漁業を行うもの

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年9月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第14号

本 庁  
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第5（第5条関係） 出先機関の長特定専決事項 [略] 精神保健福祉センター 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による次の事務 (1)～(3) [略] (4) 第38条の3第1項の規定による通知及び審査の請求に関すること。  (5) 第38条の3第2項の規定による通知の受理に関すること。  (6) 第38条の3第4項の規定による退院又は退院命令に関すること。  (7)～(18) [略] 2～4 [略] [略]	別表第5（第5条関係） 出先機関の長特定専決事項 [略] 精神保健福祉センター 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による次の事務 (1)～(3) [略] (4) 第38条の3第1項の規定による通知及び審査の請求（ <u>第29条第1項の規定による入院措置に係るものを除く。</u> ）に関すること。 (5) 第38条の3第2項の規定による通知の受理（ <u>第29条第1項の規定による入院措置に係るものを除く。</u> ）に関すること。 (6) 第38条の3第4項の規定による退院又は退院命令（ <u>第29条第1項の規定による入院措置に係るものを除く。</u> ）に関すること。 (7)～(18) [略] 2～4 [略] [略]

## 附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

## 公 告

宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年宮崎県条例第5号）第6条の規定により、宮崎県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表する。

令和6年9月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 病院局公告

## 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年9月30日

県立延岡病院長 山 口 哲 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立延岡病院で使用する電気 8,195,000 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
県立延岡病院総務課整備担当 延岡市新小路2丁目1番地10
- 3 落札者を決定した日  
令和6年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
- 5 落札金額  
159,998,942円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和6年7月11日

## 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年9月30日

県立日南病院長 原 誠一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
県立日南病院で使用する電気 5,677,000 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
- 5 落札金額  
111,745,557円（消費税込み）
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和6年7月11日

--	--